

鯖 監 第 3 4 2 号
令和5年12月26日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 石 川 修

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 (1)補助金等の名称：生涯スポーツ振興事業交付金
(2)財政援助団体：一般社団法人 鯖江市スポーツ協会
(3)所 管 課：教育委員会スポーツ課
- 3 事前調査期間 令和5年12月4日から令和5年12月18日まで
- 4 監査実施日 令和5年12月18日（月）
- 5 監査対象年度 令和4年度
- 6 監査対象事項 補助金等に係る出納その他の事務
- 7 監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、補助金等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。補助金等交付要綱は整備されているか。
- (2) 補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金等の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。補助対象経費は明確か。
- (4) 財政的援助が既得権益化していないか。社会情勢に合わせて見直されているか。
- (5) 補助金等の効果および条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要はないか。

○財政援助団体関係

- (1) 監事監査が適正に実施されているか。
- (2) 事業は交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5) 現金管理、公印の管理等が適切に行われているか。
- (6) 精算報告（実績報告）は適正に行われているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	一般社団法人 鯖江市スポーツ協会
代 表 者	会長 片山 正徳

2 補助金の概要

補助金等の名称	生涯スポーツ振興事業交付金
補助金等の額	17,520,000円（令和4年度）
補助金等交付の目的	生涯スポーツ振興と競技力向上を目指す事業に交付し、市民の生涯スポーツ意識の向上と組織の更なる充実に寄与する。

第3 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の改善事項等を除き、概ね適正に執行されていると認められた。なお、指摘事項等については次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 交付金の対象事業について【所管課・財政援助団体】

令和2年度より「なわとび大会開催事業」を新たに交付対象事業としているが、要綱の改正がなされていない。所管課は、早急に改正手続きを行うこと。

また、要綱別表において、軽微な変更とは「交付対象事業間の交付金の流用額は毎年度予算に定める各事業の額の30%以内」と定めているが、なわとび大会開催事業の30%を超える減額分を流用して交付している。鯖江市補助金等交付規則第6条による承認の手続きを行うなど適正に処理すること。

2 改善事項

(1) 加盟団体への交付金について【財政援助団体】

加盟団体への交付金について、交付対象経費や交付額（率）を明記した交付要綱を整備されたい。

(2) 備品と消耗品の区別【所管課・財政援助団体】

高額な物品購入を消耗品として処理しているが、備品として台帳管理すべきものと消耗品の区別（備品となる物の範囲）を明確にしておくこと。

3 意見

今後とも、交付金を有効に活用され、新たな指導者や各種目団体組織の育成強化を図り、生涯スポーツの普及と各スポーツ大会が盛況なものとなるよう励まされたい。